○総務省令第五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月三日

総務大臣　鳩山　邦夫

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中

「

き線管路総延長	141,526	ｋｍ

」を

「

き線管路総延長	147,052	ｋｍ

」に、

「

電線共同溝総延長	998	ｋｍ
情報ボックス総延長	6,926	ｋｍ

」を

「

電線共同溝総延長	1,115	ｋｍ
情報ボックス総延長	7,123	ｋｍ

」に

「

監視設備（総合監視）　対投資額比率	0.0015	－
監視設備（加入者交換機）　対投資額比率	0.0688	－
監視設備（中継交換機）　対投資額比率	0.0664	－
監視設備（市外線路）　対投資額比率	0.0365	－
監視設備（市内線路）　対投資額比率	0.0135	－
監視設備（伝送無線機械）　対投資額比率	0.0878	－
共通用建物　対投資額比率	0.007740	－
共通用土地　対投資額比率	0.010378	－

」を

「

監視設備（総合監視）　対投資額比率	0.0014	－
監視設備（加入者交換機）　対投資額比率	0.0681	－
監視設備（中継交換機）　対投資額比率	0.0661	－

監視設備（市外線路）　対投資額比率	0.0356	―
監視設備（市内線路）　対投資額比率	0.0132	―
監視設備（伝送無線機械）　対投資額比率	0.0873	―
共通用建物　対投資額比率	0.007944	―
共通用土地　対投資額比率	0.009922	―

」に、

「

構築物　対投資額比率	0.0836	―

」を

「

構築物　対投資額比率	0.0799	―

」に、

「

工具、器具及び備品　対投資額比率	0.0058	―
無形固定資産（交換機ソフトウェア）　対投資額比率	0.0156	―
無形固定資産（その他の無形固定資産）　対投資額比率	0.0044	―

」を

「

工具、器具及び備品　対投資額比率	0.0057	―

無形固定資産（交換機ソフトウェア）　対投資額比率	0.0163	―
無形固定資産（その他の無形固定資産）　対投資額比率	0.0043	―

」

改める。

「別表第四の三十

加入者交換機施設保全費対投資額比率	0.0494	―
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	686	円／回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	530,711,820	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	510,921,036	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	501,025,644	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	520,816,428	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	508,447,188	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	535,659,516	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	525,764,124	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	565,345,691	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	565,345,691	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	548,028,756	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	587,610,323	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	592,558,019	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	627,191,890	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	595,031,867	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	530,711,820	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	560,397,995	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	575,241,083	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	565,345,691	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	607,401,107	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	572,767,235	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	567,819,539	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	585,136,475	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	580,188,779	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	567,819,539	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	560,397,995	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	570,293,387	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	585,136,475	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	560,397,995	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	582,662,627	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	575,241,083	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	543,081,060	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	538,133,364	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	550,502,604	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	543,081,060	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	538,133,364	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	525,764,124	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	530,711,820	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	535,659,516	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	533,185,668	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	515,868,732	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	513,394,884	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	510,921,036	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	513,394,884	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	510,921,036	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	510,921,036	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	513,394,884	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	496,077,948	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.0461	－
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.0293	－
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（北海道）	187,967	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（青森県）	181,004	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岩手県）	177,522	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮城県）	184,486	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（秋田県）	180,134	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山形県）	189,708	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福島県）	186,227	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（茨城県）	200,153	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（栃木県）	200,153	円／ｋｍ

メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（群馬県）	194,060	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（埼玉県）	207,987	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（千葉県）	209,728	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（東京都）	221,914	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（神奈川県）	210,599	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（新潟県）	187,967	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（富山県）	198,413	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（石川県）	203,635	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福井県）	200,153	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山梨県）	214,951	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長野県）	202,765	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岐阜県）	201,024	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（静岡県）	207,117	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛知県）	205,376	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（三重県）	201,024	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（滋賀県）	198,413	円／ｋｍ

メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（京都府）	201,894	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大阪府）	207,117	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（兵庫県）	198,413	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（奈良県）	206,246	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（和歌山県）	203,635	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鳥取県）	192,320	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（島根県）	190,579	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岡山県）	194,931	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（広島県）	192,320	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山口県）	190,579	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（徳島県）	186,227	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（香川県）	187,967	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛媛県）	189,708	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（高知県）	188,838	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福岡県）	182,745	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（佐賀県）	181,874	円／ｋｍ

メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長崎県）	181,004	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（熊本県）	181,874	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大分県）	181,004	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮崎県）	181,004	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鹿児島県）	181,874	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（沖縄県）	175,781	円／ｋｍ
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	338	円／回線
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（北海道）	42,071	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（青森県）	40,512	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岩手県）	39,733	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮城県）	41,291	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（秋田県）	40,317	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山形県）	42,460	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福島県）	41,681	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（茨城県）	44,798	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（栃木県）	44,798	円／ｋｍ

加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（群馬県）	43,434	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（埼玉県）	46,552	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（千葉県）	46,941	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（東京都）	49,669	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（神奈川県）	47,136	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（新潟県）	42,071	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（富山県）	44,409	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（石川県）	45,577	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福井県）	44,798	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山梨県）	48,110	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長野県）	45,383	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岐阜県）	44,993	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（静岡県）	46,357	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛知県）	45,967	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（三重県）	44,993	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（滋賀県）	44,409	円／ｋｍ

加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（京都府）	45,188	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大阪府）	46,357	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（兵庫県）	44,409	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（奈良県）	46,162	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（和歌山県）	45,577	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鳥取県）	43,045	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（島根県）	42,655	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岡山県）	43,629	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（広島県）	43,045	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山口県）	42,655	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（徳島県）	41,681	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（香川県）	42,071	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛媛県）	42,460	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（高知県）	42,266	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福岡県）	40,902	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（佐賀県）	40,707	円／ｋｍ

加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長崎県）	40,512	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（熊本県）	40,707	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大分県）	40,512	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮崎県）	40,512	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鹿児島県）	40,707	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（沖縄県）	39,343	円／ｋｍ
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	338	円／回線
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（北海道）	310,603	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（青森県）	299,056	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岩手県）	293,282	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮城県）	304,829	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（秋田県）	297,612	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山形県）	313,490	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福島県）	307,716	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（茨城県）	330,811	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（栃木県）	330,811	円／ｋｍ

中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（群馬県）	320,707	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（埼玉県）	343,802	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（千葉県）	346,689	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（東京都）	366,897	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（神奈川県）	348,132	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（新潟県）	310,603	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（富山県）	327,924	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（石川県）	336,585	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福井県）	330,811	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山梨県）	355,349	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長野県）	335,141	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岐阜県）	332,254	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（静岡県）	342,358	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛知県）	339,472	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（三重県）	332,254	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（滋賀県）	327,924	円／ｋｍ

中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（京都府）	333,698	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大阪府）	342,358	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（兵庫県）	327,924	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（奈良県）	340,915	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（和歌山県）	336,585	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鳥取県）	317,820	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（島根県）	314,933	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岡山県）	322,151	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（広島県）	317,820	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山口県）	314,933	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（徳島県）	307,716	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（香川県）	310,603	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛媛県）	313,490	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（高知県）	312,047	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福岡県）	301,943	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（佐賀県）	300,499	円／ｋｍ

中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長崎県）	299,056	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（熊本県）	300,499	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大分県）	299,056	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮崎県）	299,056	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鹿児島県）	300,499	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（沖縄県）	290,395	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（北海道）	460,379	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（青森県）	442,825	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岩手県）	434,048	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮城県）	451,602	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（秋田県）	440,631	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山形県）	464,767	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福島県）	455,990	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（茨城県）	491,098	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（栃木県）	491,098	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（群馬県）	475,738	円／ｋｍ

海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（埼玉県）	510,845	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（千葉県）	515,234	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（東京都）	545,953	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（神奈川県）	517,428	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（新潟県）	460,379	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（富山県）	486,709	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（石川県）	499,874	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福井県）	491,098	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山梨県）	528,399	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長野県）	497,680	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岐阜県）	493,292	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（静岡県）	508,651	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛知県）	504,263	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（三重県）	493,292	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（滋賀県）	486,709	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（京都府）	495,486	円／ｋｍ

海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大阪府）	508,651	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（兵庫県）	486,709	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（奈良県）	506,457	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（和歌山県）	499,874	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鳥取県）	471,350	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（島根県）	466,961	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岡山県）	477,932	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（広島県）	471,350	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山口県）	466,961	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（徳島県）	455,990	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（香川県）	460,379	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛媛県）	464,767	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（高知県）	462,573	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福岡県）	447,213	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（佐賀県）	445,019	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長崎県）	442,825	円／ｋｍ

海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（熊本県）	445,019	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大分県）	442,825	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮崎県）	442,825	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鹿児島県）	445,019	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（沖縄県）	429,660	円／ｋｍ
管路延長ｋｍ当たり施設保全費	82,441	円／ｋｍ
中口径管路亘長ｋｍ当たり施設保全費	82,441	円／ｋｍ
とう道亘長ｋｍ当たり施設保全費	82,441	円／ｋｍ
共同溝亘長ｋｍ当たり施設保全費	82,441	円／ｋｍ
自治体管路延長ｋｍ当たり施設保全費	82,441	円／ｋｍ
電線共同溝延長ｋｍ当たり施設保全費	82,441	円／ｋｍ
電力設備施設保全費対投資額比率	0.0568	－
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.0285	－
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.2181	－
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率	0.0494	－
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.0461	－

監視設備（市外線路）市外線路延長ｋｍ当たり施設保全費	12,788	円／ｋｍ
監視設備（市内線路）市内線路延長ｋｍ当たり施設保全費	3,030	円／ｋｍ
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.0293	－
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.0285	－

」

「

加入者交換機施設保全費対投資額比率	0.0468	－
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	663	円／回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	500,731,894	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	470,656,195	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	472,969,711	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	486,850,802	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	475,283,226	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	496,104,863	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	496,104,863	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	533,121,107	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	523,867,046	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	512,299,470	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	553,942,744	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	551,629,229	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	572,450,866	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	560,883,290	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	500,731,894	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	528,494,076	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	526,180,561	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	526,180,561	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	565,510,320	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	537,748,137	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	535,434,622	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	542,375,168	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	547,002,198	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	535,434,622	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	528,494,076	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	530,807,592	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	551,629,229	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	528,494,076	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	549,315,714	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	542,375,168	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	512,299,470	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	496,104,863	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	519,240,015	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	505,358,924	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	503,045,409	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	493,791,348	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	491,477,833	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	498,418,378	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	496,104,863	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	486,850,802	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	484,537,287	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	475,283,226	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	470,656,195	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	468,342,680	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	468,342,680	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	475,283,226	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	452,148,074	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.0507	－
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.0276	－
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（北海道）	186,367	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（青森県）	175,255	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岩手県）	176,109	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮城県）	181,238	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（秋田県）	176,964	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山形県）	184,657	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福島県）	184,657	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（茨城県）	198,334	円／ｋｍ

メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（栃木県）	194,914	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（群馬県）	190,641	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（埼玉県）	206,026	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（千葉県）	205,172	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（東京都）	212,865	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（神奈川県）	208,591	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（新潟県）	186,367	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（富山県）	196,624	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（石川県）	195,769	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福井県）	195,769	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山梨県）	210,300	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長野県）	200,043	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岐阜県）	199,188	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（静岡県）	201,753	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛知県）	203,462	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（三重県）	199,188	円／ｋｍ

メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（滋賀県）	196,624	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（京都府）	197,479	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大阪府）	205,172	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（兵庫県）	196,624	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（奈良県）	204,317	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（和歌山県）	201,753	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鳥取県）	190,641	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（島根県）	184,657	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岡山県）	193,205	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（広島県）	188,076	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山口県）	187,222	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（徳島県）	183,802	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（香川県）	182,948	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛媛県）	185,512	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（高知県）	184,657	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福岡県）	181,238	円／ｋｍ

メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（佐賀県）	180,383	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長崎県）	176,964	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（熊本県）	175,255	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大分県）	174,400	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮崎県）	174,400	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鹿児島県）	176,964	円／ｋｍ
メタルケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（沖縄県）	168,417	円／ｋｍ
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	325	円／回線
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（北海道）	36,590	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（青森県）	34,408	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岩手県）	34,576	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮城県）	35,583	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（秋田県）	34,744	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山形県）	36,254	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福島県）	36,254	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（茨城県）	38,939	円／ｋｍ

加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（栃木県）	38,268	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（群馬県）	37,429	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（埼玉県）	40,449	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（千葉県）	40,282	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（東京都）	41,792	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（神奈川県）	40,953	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（新潟県）	36,590	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（富山県）	38,603	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（石川県）	38,436	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福井県）	38,436	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山梨県）	41,288	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長野県）	39,275	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岐阜県）	39,107	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（静岡県）	39,610	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛知県）	39,946	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（三重県）	39,107	円／ｋｍ

加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（滋賀県）	38,603	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（京都府）	38,771	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大阪府）	40,282	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（兵庫県）	38,603	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（奈良県）	40,114	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（和歌山県）	39,610	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鳥取県）	37,429	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（島根県）	36,254	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岡山県）	37,932	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（広島県）	36,925	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山口県）	36,757	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（徳島県）	36,086	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（香川県）	35,918	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛媛県）	36,422	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（高知県）	36,254	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福岡県）	35,583	円／ｋｍ

加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（佐賀県）	35,415	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長崎県）	34,744	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（熊本県）	34,408	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大分県）	34,240	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮崎県）	34,240	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鹿児島県）	34,744	円／ｋｍ
加入系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（沖縄県）	33,065	円／ｋｍ
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	325	円／回線
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（北海道）	304,095	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（青森県）	285,888	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岩手県）	287,289	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮城県）	295,692	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（秋田県）	288,689	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山形県）	301,294	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福島県）	301,294	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（茨城県）	323,703	円／ｋｍ

中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（栃木県）	318,101	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（群馬県）	311,098	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（埼玉県）	336,308	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（千葉県）	334,908	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（東京都）	347,513	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（神奈川県）	340,510	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（新潟県）	304,095	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（富山県）	320,902	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（石川県）	319,502	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福井県）	319,502	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山梨県）	343,311	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長野県）	326,504	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岐阜県）	325,104	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（静岡県）	329,305	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛知県）	332,106	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（三重県）	325,104	円／ｋｍ

中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（滋賀県）	320,902	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（京都府）	322,303	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大阪府）	334,908	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（兵庫県）	320,902	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（奈良県）	333,507	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（和歌山県）	329,305	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鳥取県）	311,098	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（島根県）	301,294	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岡山県）	315,300	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（広島県）	306,897	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山口県）	305,496	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（徳島県）	299,894	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（香川県）	298,493	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛媛県）	302,695	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（高知県）	301,294	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福岡県）	295,692	円／ｋｍ

中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（佐賀県）	294,292	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長崎県）	288,689	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（熊本県）	285,888	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大分県）	284,488	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮崎県）	284,488	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鹿児島県）	288,689	円／ｋｍ
中継系光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（沖縄県）	274,684	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（北海道）	448,510	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（青森県）	420,870	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岩手県）	422,996	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮城県）	435,753	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（秋田県）	425,122	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山形県）	444,258	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福島県）	444,258	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（茨城県）	478,277	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（栃木県）	469,772	円／ｋｍ

海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（群馬県）	459,141	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（埼玉県）	497,413	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（千葉県）	495,286	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（東京都）	514,422	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（神奈川県）	503,791	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（新潟県）	448,510	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（富山県）	474,024	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（石川県）	471,898	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福井県）	471,898	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山梨県）	508,044	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長野県）	482,529	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岐阜県）	480,403	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（静岡県）	486,782	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛知県）	491,034	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（三重県）	480,403	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（滋賀県）	474,024	円／ｋｍ

海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（京都府）	476,151	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大阪府）	495,286	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（兵庫県）	474,024	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（奈良県）	493,160	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（和歌山県）	486,782	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鳥取県）	459,141	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（島根県）	444,258	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（岡山県）	465,520	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（広島県）	452,763	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（山口県）	450,636	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（徳島県）	442,132	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（香川県）	440,005	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（愛媛県）	446,384	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（高知県）	444,258	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（福岡県）	435,753	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（佐賀県）	433,627	円／ｋｍ

海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（長崎県）	425,122	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（熊本県）	420,870	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（大分県）	418,744	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（宮崎県）	418,744	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（鹿児島県）	425,122	円／ｋｍ
海底光ケーブル延長１ｋｍ当たり施設保全費（沖縄県）	403,860	円／ｋｍ
管路延長ｋｍ当たり施設保全費	80,755	円／ｋｍ
中口径管路亘長ｋｍ当たり施設保全費	80,755	円／ｋｍ
とう道亘長ｋｍ当たり施設保全費	80,755	円／ｋｍ
共同溝亘長ｋｍ当たり施設保全費	80,755	円／ｋｍ
自治体管路延長ｋｍ当たり施設保全費	80,755	円／ｋｍ
電線共同溝延長ｋｍ当たり施設保全費	80,755	円／ｋｍ
電力設備施設保全費対投資額比率	0.0557	－
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.0274	－
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.2162	－
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率	0.0468	－

監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.0507	－
監視設備（市外線路）市外線路延長ｋｍ当たり施設保全費	12,251	円／ｋｍ
監視設備（市内線路）市内線路延長ｋｍ当たり施設保全費	2,683	円／ｋｍ
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.0276	－
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.0274	－

「

車両施設保全費対投資額比率	0.0625	－
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0042	－

」を

「

車両施設保全費対投資額比率	0.0358	－
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0041	－

」に

「

電柱１本当たり道路占用料	449	円／本
管路１ｋｍ当たり道路占用料	51,777	円／ｋｍ
中口径管路１ｋｍ当たり道路占用料	517,501	円／ｋｍ
とう道１ｋｍ当たり道路占用料	1,045,671	円／ｋｍ

を

情報ボックス１ｋｍ当たり道路占用料	5,504	円／ｋｍ
自治体管路１ｋｍ当たり道路占用料	5,504	円／ｋｍ
電線共同溝１ｋｍ当たり道路占用料	5,504	円／ｋｍ

「

電柱１本当たり道路占用料	447	円／本
管路１ｋｍ当たり道路占用料	51,405	円／ｋｍ
中口径管路１ｋｍ当たり道路占用料	514,100	円／ｋｍ
とう道１ｋｍ当たり道路占用料	1,038,148	円／ｋｍ
情報ボックス１ｋｍ当たり道路占用料	5,464	円／ｋｍ
自治体管路１ｋｍ当たり道路占用料	5,464	円／ｋｍ
電線共同溝１ｋｍ当たり道路占用料	5,464	円／ｋｍ

」

「

機械設備撤去費用対投資額比率	0.00107	－
市外線路撤去費用対投資額比率	0.00503	－
市内線路撤去費用対投資額比率	0.00233	－
土木設備撤去費用対投資額比率	0.00112	－

建物撤去費用対投資額比率	0.00238	―
構築物撤去費用対投資額比率	0.00297	―
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.00119	―

「

機械設備撤去費用対投資額比率	0.00131	―
市外線路撤去費用対投資額比率	0.00831	―
市内線路撤去費用対投資額比率	0.00227	―
土木設備撤去費用対投資額比率	0.00108	―
建物撤去費用対投資額比率	0.00196	―
構築物撤去費用対投資額比率	0.00295	―
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.00123	―

」に

「

工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00077	―
試験研究費対直接費比率	0.03279	―
１回線当たり接続関連事務費	0.9	円／回線
１回線当たり専用型接続関連事務費	94.0	円／回線

を

１回線当たり専用回線管理運営費	5,028	円／回線
管理共通費比率	0.15266	－
専用型速度換算係数	271	－

「

工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00083	－
試験研究費対直接費比率	0.03182	－
１回線当たり接続関連事務費	0.8	円／回線
１回線当たり専用型接続関連事務費	88.9	円／回線
１回線当たり専用回線管理運営費	5,064	円／回線
管理共通費比率	0.14371	－
専用型速度換算係数	260	－

」

「

端末系交換回数比例比率	0.2274	－
中継系交換回数比例比率	0.4871	－

」

「

端末系交換回数比例比率	0.2263	－

に

を

中継系交換回数比例比率	0.4692	―	」に、

「

交換機	22.2	年	
伝送装置	12.3	年	を
き線点遠隔収容装置	17.3	年	」

「

交換機	22.9	年	
伝送装置	13.3	年	に、
き線点遠隔収容装置	18.1	年	」

「

架空メタルケーブル	23.7	年	を
地下メタルケーブル	32.4	年	」

「

架空メタルケーブル	24.3	年	に、
地下メタルケーブル	33.2	年	」

「

管路	55.9	年
中口径管路	55.9	年

」を

「

管路	56.4	年
中口径管路	56.4	年

」に、

「

電線共同溝	55.9	年

」を

「

電線共同溝	56.4	年

」に、

「

無形固定資産（交換機ソフトウェア）	7.8	年

」を

「

無形固定資産（交換機ソフトウェア）	8.8	年

」に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（総務大臣による通知）

2　総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

（経過措置）

3　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4　総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5　附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十一年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。